



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的不利の偏在化と障害児に関するノート
Author(s)	藤原, 里佐; FUJIWARA, Risa
Citation	教育福祉研究, 12, 33-38
Issue Date	2006-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28388
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P33-38.pdf



社会的不利の偏在化と障害児に関するノート

藤原里佐

はじめに

疾病と貧困が手を携え、人の生活を困窮化させるという論理は社会福祉を学ぶ上での定説である。その概念の中には「傷害」や病気の後遺症なども含まれているのであるが、「障害」と貧困との関係はどのように論じられるのであろうか。

生活保護世帯に占める傷病・障害者世帯の増加と保護開始理由における「傷病」の多さ(岩田2005:171-194)は、保護の長期化や固定化という観点からも指摘されている。この文脈においては、疾病やけが、またそれが回復しない状態をさす「障害」が同レベルで扱われていると考えられる。

社会問題という切り口においては、障害者福祉、公的扶助等の各論が主流であり、貧困問題と障害者問題をまたぐような先行研究は少ない¹⁾。現実には、生活が困窮した家庭に障害児が生まれ、家族のハンディが複合化していくという事例も多いが、貧困と障害を結びつけて論じることの「リスク」は、こうした実証的な研究を消極的にしてきたとも言える。特に、その障害がいわゆる発達の遅れや軽度発達障害の場合には、子どもの養育環境や成育歴が問われる一方、家庭の生活水準や親の属性にまで言及することは、障害の原因や要因をそこに見いだすことにもつながり、タブー視されてきたのである。養護学校生徒の家庭にも生活保護世帯が少なからず含まれていたが、子どもの家庭事情と障害を結び付けて見ることの偏見が憂慮され、データにもとづいた考察等は充分に行われていない。

障害をもったことにより就労が制限され、生活が困窮する人への支援と、経済的な不利を抱えた家族の下で養育される障害児の問題は区別する必

要がある。ここでは、貧困や低所得世帯の中で生まれ育つ知的障害をもつ子どもに目を向け、社会的なハンディとしての貧困と障害についてみていきたいと思う。

1. 障害児家族の「階層性」

筆者は、障害児家族の生活実態を詳察し、家族、特に母親が身体的にも精神的にも大きな負担を抱えていることを検証してきた(藤原2001;2002)。子どもへの多面的かつ長期的なケアは、障害児の母親の役割であり、家族の責任であるという社会的規範が根強く、母親もそれに従うことを余儀なくされてきた。障害児の母親として生きることアイデンティティを見いだし、献身的に子どもにかかわる母親が障害児の「母親モデル」でもある。そこでは、子どもに障害があるということは、その家庭が「選ばれた家族」であり、使命を与えられている証にもなる。子どもの特別なニーズを満たすだけの生活条件、愛情、資質をもった親のもとに障害児は生まれるという「神話」が作られ、障害児家族はそうした「摂理」を受容する²⁾。

確かに、医療行為や日常生活の全面的介助が必要な障害児は、家族の人的・物理的なケア態勢が整っていなければ在宅の生活は困難であり、時として生存も危ぶまれるであろう。「我が家だからこそ、障害児が育てられた」「育てられる家にしかこういう子は授からない」という気持ちで熱心に子育てをしている家族の発言には説得力もある。

しかし、その一方、家族関係の維持や生活を営むことそのものに困難があり、「我が家に障害児が誕生してよかった」とは言えない切迫した状況の中で子どもの障害が発見される場合もある。失業、借金、家庭不和等の上に、障害児の養育が重なり、

家族の生活が立ち行かないところまで困窮する世帯もある。何らかの脆弱さを抱えた家族のもとに障害児が誕生し、育児を継続できない場合や、子どもの障害という新たなできごとによって、潜在していた家族の問題がより深刻化することもある。

筆者が北海道の旧産炭地、S管内の養護学校に勤務した経験においても、生徒の家庭の生活困窮、家族が抱える問題の多様さ、住宅環境や生活条件の困難さは顕著であったが、知的障害の高等養護学校では、そのような「家族背景」を持っている生徒が多いことは、ある意味では自明視されていたことも否めない³⁾。

一方には、経済的にも安定した、あるいは裕福な障害児家族があり、子どもの療育に必要な情報を熱心に収集し、家族一丸となって障害児の養育に尽くしている。子どもの生活を充実させるため、社会経験を豊かにするために、親は努力を惜しまない。こうした家族に手厚くサポートされ、恵まれた生活環境で育った生徒も在籍しているのであるが、生育歴に複雑な事情を有している生徒、教育的な配慮に乏しい状況の中で養育されてきた生徒が多いことも関係者の間では周知のことである。必要な療育や訓練も受けず、障害に即したかわりが家庭ではなされていないという実態があった。

「親戚一同の中で上の学校へあがったのはこの子だけ」(この場合の上の学校とは高等養護学校である)と家族から期待されて入学した生徒は、言語理解や社会的スキルの面において家族中でもっとも高い力を有していた。両親と兄は中学校卒の学歴であり、母親も軽度の知的障害があると見受けられ、同じ地域に存住している親戚の中にも高校へ進学した者がいないという実情であった。また、関東方面への飛行機での修学旅行など、行事への参加を恩恵的に捉える保護者は、家族の中でこの子が一番恵まれているとコメントしていた。

ハード面においても、暖房設備やシャワーが備わっている寄宿舎は、豊かな生活環境であると評される傾向があった。石炭産業衰退の影響が様々

な形で波及しているという地域的な事情もあり、出稼ぎや季節労働に従事しながら障害児を養育している家庭では、文字通り食べることに精一杯であることが窺える。地域に残っている家族は、住環境や食事、服装、外出の機会という面で、ともすれば障害児以上に「不自由」を余儀なくされているのである。

障害児家族の絆の強さや、家族の愛情を一身に受けて成長する障害児の姿は、我々に新しい障害観をもたらすものである。障害との共生を身近に感じ、障害が決定的な不利ではないことが示唆される。しかし、そうした障害観を「発信」する家族が全てではないことも認識する必要がある。経済的にも厳しい暮らしを強いられ、地域社会や職場の人間関係からも疎外されている、いわば孤立しがちな家族の中に障害をもつ子どもが誕生し、療育や教育につながることもままならない事態も発生する。こうした状況のもので、障害児を養育している「層」があることを障害児にかかわる専門家は認識しているが、親の側の事情に立ち入ることがないまま、障害児への支援が開始される。家族の貧困や親世代が背負っている不利はそのままでの状態で、「障害」へのアプローチが優先され、またそのことを家族も支持する所以はどこにあるのであろうか。その点を「障害観」というところから考えていきたい。

2. 「障害観」の構築

国際障害者年のスローガンである「完全参加と平等」というフレーズは、日本においても広く受け入れられ支持されてきた。条件付きの社会参加や権利擁護はノーマライゼーションに反するものであり、ライフステージのあらゆる場面において、障害者と健常者が同じ権利を有していることが確認されてきた。

こうした理念が社会全体に定着しているとはいえないが、少なくとも「障害観」は広がりを見せ、障害者差別や人権侵害を排斥する素地が形成されている。このことは、社会福祉全体の中での、障害者問題への関心の高さからも推し量ることがで

きる⁴⁾。戦後の福祉制度が整備された段階においても、教育や就労、結婚の機会等を著しく阻害されていた障害者の歴史に照らし合わせると、現在の障害観の構築は、急速な進歩であると言える。

その上で、さらに議論すべきことは、今日の障害観（＝障害のあるなしにかかわらず、必要な援助をしあい、共に生きていく社会をめざすこと、とここでは定義する）を支えている根底には何があるのかということである。

障害者が障害を負った事由と責任という点から考えてみると次のように理解することができる。すなわち、障害の発生は偶発的なものであり、個人に原因を帰することはなじまない。したがって障害をもたらす種々の不利に対しては、然るべき援助やサービスを提供するというコンセンサスが得られる。誰もが障害当事者あるいは障害児の親となる可能性をもっているという解釈は合理的であり、またこの点が理解されることによって障害者に対する偏見や差別が解消されてきた。障害は当事者や家族の資質や能力、あるいは生活態度によって生じるものではないという社会的承認が与えられ、そこに個人的な原因を絡めて論じることも回避されてきた。

これに対し、貧困問題への理解はどうであろうか。低所得者層への公的支援を比較対照とした場合、そのニーズをもつに至った事由を不問に付すという社会的合意は得られていないのではないだろうか。傷害、障害、疾病に由来する不利に対しては容認される社会的援助も、非就労者や低所得世帯に対しては自己責任、自助努力の不足が追求される。貧困は個人の努力によって解決しうる可能性をもっているのみなされるのに対し、障害は回復不可能な問題であり、社会福祉の中の「正当な位置づけ」を与えられる（青木 2003 a：1-8）のである。障害者問題に関しては、当事者の権利擁護や自立生活の保障を社会的に解決することへの違和感が芽生えず、むしろ一人の市民として、あるいは地域住民として何らかの形でこうした問題に関わることを志向する傾向もみられる。

さらに、近年提唱されている「障害は個性であ

る」とする主張や、「障害はないほうがよいとは言えない」（立岩 2003）という議論の発展を見ると、「障害観」と「貧困観」の乖離を感じざるを得ないのである。

障害に対しては正当な位置づけが与えられ、貧困問題は自己責任が問われるという認識の根本的な齟齬は、今日その矛盾の指摘がなされているところであり、厳密には障害をもつということに関しても、普遍的とは言えない一面もあるのではないだろうか。つまり、親世代にさかのぼり、その生活態度や健康管理が障害と結びつくことや、安全意識や知識の有無によって予防可能な障害もないわけではない。もちろんそれにより、障害者支援を後退させるということではなく、貧困であることと、障害をもつことをその発生理由によって区別する意味づけが、障害観の優位性によって作られている面があることを問題視したいと思う。

3. 複合的なハンディ―貧困の中の障害

障害児の家庭が、必ずしも子どもの養育を生活の中心に据えることができない実態があることはすでに述べたとおりである。養護学校生徒の家庭では、生活能力、言語理解力等の面で問題を抱えている人がしばしば見受けられたが、そこに目を向けること自体が抑制され、家族の生活レベルと障害を結びつけて論じることは非常にデリケートな問題として扱われている。しかし、そこに適切な支援が届かないために、障害児のもつハンディが深刻化し、家族が抱えるリスクが拡大することもある。

経済的に困窮し、障害児に提供された資金を親が利用しようとする場面や、家族の都合で子どもの生活が混乱することも生じる。

養護学校の生徒は、就学奨励費の支給により、給食費や通学費、修学旅行の費用などが補助される。寄宿舎に入ると、食費、帰省費用、日用品の購入費用などもその対象となり、衣食住が保障される。生活空間や食事内容などは細かい工夫や配慮がなされ、学ぶ場としての環境づくりがなされるため、自宅での生活が困窮していた生徒にとっ

ては、寄宿舎の方が安全で快適である場合もある。しかし、子どもを送り出している家族の側の事情は変化せず、帰省時の生活にその困窮ぶりが波及することもある。夏休みの帰省期間中一度も入浴できない、帰路の交通費がないため登校できない、というような事態がしばしば起きる。「家には味噌と醤油しかない」「骨と皮になって学校へ戻してもよいのか」これは、帰省半ばに、ある保護者からの電話で3万円をすぐ送金してほしいとの依頼があり、即答を避けた筆者に向けられた言葉である。

また、生徒の就学を支える就学奨励費を、家族の生活資金として借用したいという申し入れもでてくる。「下の子どものミルク代が足りないから兄の通帳からおろしてほしい」「親戚の葬儀に行くのに香典代がないから娘のお金を出してほしい」という依頼が学校に寄せられる。こうした問題は、成人障害者の家族による障害者年金の使用やそれを当てにしての世帯分離の阻害という事例とも共通するところである。

貧困の世代的再生産という点に注目し、母子世帯の生活調査した青木のデータにおいても、障害児のいる家庭が28世帯中5世帯に上り、この5世帯は生活保護受給世帯でもある(青木 2003b: 32-41)。ある家庭が生活保護世帯であり、また子どもに障害があるという障害児家族でもあり、そして母子世帯であるという場合、三つの事柄がどのように関連しているのかは見えにくい点である。障害、貧困、離婚が個々別々に発生し、それぞれに対する支援がなされている場合、相互の関係性を問う機関や機会は限られたものになる。

養護学校では、親の離婚が高い比率で見られることがしばしば話題になるが、その要因は、子どもの障害をめぐる夫婦間の軋轢、あるいは母親と障害児の母子一体化による夫の疎外感にあると分析されることも多い。もちろんそうした背景は否定できないが、もとより経済的にも、社会的にも脆弱さを持ち、青木の指摘する「家族形成過程期における不利の移転」(青木 2003b: 46-55)を負っている場合、子どもの障害の有無にかかわらず結婚生活の維持が困難であった可能性も見え隠

れする。つまり、子どもの障害を不和の原因と考えるよりも、経済的・社会的に不利な条件をもつ家庭に障害児が誕生したことにより、家族の問題がより複合的になり、不利の移転の確実性が高まるとみることもできる。

生活の貧しさが健康面や安全面の問題を増大させ、子どもの障害の要因を作る可能性があるとして仮定した場合⁹⁾、一つの家族に貧困と障害というハンディが複合的に表れることも生じかねない。そして、さらに注視すべきことは、そのハンディが次の世代にも再生産され、障害と貧困が特定の家族に偏在化することである。

4. 再生産されるハンディ —貧困と障害の偏在化

障害児家族に表れている「貧困」を見ると、その家族の身内、親戚、親しい友人が総じて同じ「層」に属し、子どもたちの進路先、就職先なども共通していることがわかる。同程度の経済状態の人同士が親しく交流し、生活の情報交換をし、助け合いながら暮らしていることが見て取れる。しかし、それを生活者の遅しきや「生きる力」というような表現で美化してはならない。障害が先か貧困が先かは別にしても、両者が重なることで明らかに不利が蓄積し、それが次世代へも継承される可能性がある。

家族の生活状態は概して「豊か」ではなく、生活上の様々な問題を抱えている。生活に困窮している、病気の人がある、安全や衛生が保たれていないというような、家庭を訪問すると即座に「見える」事象がある。そして、家計を管理できない、儀式的な行事や移動を伴うような行動が困難である、書類作成や公的な手続き等が苦手であるというような側面もやがて見えてくる。親世代も同質の生活文化を築いている中で、こうした「弱さ」をサポートする資源も乏しいのである。

子どもへの特別な配慮や関与のあるなしが、障害をもっている子どもの成長・発達にどれだけの差異をもたらすかは測定できない面もあるが、経済的にも社会的にも不安定な要素をもっている家

庭に、障害児の養育という役割が与えられることでどのようなハンディが生じるのか、この点についての分析が必要である。

誤解を恐れずに言うならば、親世代の生活能力や生活水準と知的障害をもつ子どもの育ちには関係があるという議論も成立するのではないだろうか。障害はどの家庭の子どもにおいても生じる可能性があるという見方と、ある種の障害は、何らかのリスクが高まったところに起こりうるという仮説は矛盾しないものである。生活を営む、子どもを育むという行為に著しい弊害があるならば、子どもの健全な育ちは保障されないであろう。その弊害とは、衣食住が満たされないことや、必要なコミュニケーションや成長を促す刺激が与えられないことである。また、それは恣意的なものとは限らず、親自身の能力や判断が伴わないことや、経済的条件に規定され、子どものための資源を取得する手段を持たない場合も想定される。

概してこうした見方は、障害者のラベリング、あるいは貧困層への偏見につながると解釈されるのであるが、障害児は、多様なかたちでの社会参加を果し、「自立」を高めていくためにも種々の社会資源にアクセスし、幅広いネットワークにつながる必要があることであり、家族にそれを支える経済的、物理的基盤がなければ、子どもはそうした機会を遺失することになる。いわば子どものQOLの向上には、健常児以上に外からの働きかけや個に応じたプログラムが不可欠であり、それは本人以外の情報力、資力に拠るところが大きい。

一部の障害はその背景に家族のトータルな意味での「貧しさ」が遠因としてあることも推察できるのであり、不健康な環境や生活資源の不足、人的資源の欠如は、障害の発生とどう関連するのかという点は、今日改めて問われてもよい問題ではないだろうか。また、家族の貧しさが、生得的に障害をもって生まれた子どもの成長をさらに疎外することをも視野に入れた議論をしなければならないと考える。

おわりに

子どもの障害に寄り添うことで親子が成長し、障害があることで家族の絆が強くなったという言説は真理ではあるが、それは全てに当てはまることではなく、障害児家族に対するもう一つの「視点」が必要である。

今日の家族の多様化は、子どもの生活にも様々な形で影響が現れているが、子ども自身の生活力や年齢に沿った発達によってその条件を緩和していくことが可能な健常児以上に、障害児は親の生活力や資力に左右される面がある。障害児のケアや教育機会へのつながりが家族に依存している点こそ問題なのであるが、現状では、親の裁量によって障害児が享受できるものの質や量が決まってくることは否めない。障害の有無に関わらず、教育が家庭の経済力に采配されていく中で、障害がある場合には生活そのものが親の意志や能力によって規定されていく。

親自身の低学歴、就労の不安定、社会性や活動力の不足、家庭内の乱雑さ、非衛生的な住環境、それらを列挙し、そうした環境で育った子どもに発達の遅れが生じたことを仕方がないと判断することは回避したい。あるいは、障害の背景にあるこうした事象を黙認し、養育環境と障害に相関がないという地点から子どもをみることも「平等」ではない。

貧困世帯と障害児という問題を提起することは、現代社会においては、差別や偏見という面からの警鐘を鳴らされることも想定される。しかし、貧困家庭の子どもの育ちや親の持つ不利益の継承という点を明らかにすることでこそ、必要な支援の方法やそこで形成されたハンディの実相が見えてくるのではないだろうか。

障害児の成長過程において、そこに潜在的な貧困がある場合、子どもはその不利益にどう対峙していくのか。貧困世帯において、子どもに障害や発達上の遅れが表れた際に、それを誰がどのように判断し、医療や教育へつなげていくのか。そして、親自身が知的な遅れをもち、経済的にも困窮

している世帯において、いくつものハンディが重なる家庭をどのような視点から支援することが可能であるのか。貧困家庭にみる障害児の養育実態と、障害児家庭にみる貧困の諸相を丁寧に分析することを今後の課題としたい。

注

- 1) 身体障害者が生活保護を受給し、地域で自立生活を営むという方策やその正当性についての議論は、障害に規定される稼働能力の制限という問題として扱われる。また、重度障害等で就労できないという状況に対しては、年金による生活保障と介護等の福祉サービスを組み合わせることによって、どのような生活水準が維持できるのかが議論されてきた。つまり、障害者の職業自立の困難、それによる経済的な問題は、障害者福祉の中で完結し、「貧困」問題という視点がそこに介在する余地は少なかったと言える。またそれは、生活保護受給者の5割近くを占める高齢者世帯の問題が、高齢者福祉分野での中心的な課題になってはいないこととも関連するのではないだろうか。
- 2) 洋の東西を問わず、障害を「前世の因果」「神仏の天罰」「家族の穢れ」というように上から与えられる「悪いもの」としていた障害観と対照的ではあるが、障害児の誕生を「天使が舞い降りてきた」とする発想にも障害が一方向的に与えられるという印象がある点は興味深い。
- 3) 開校まもない高等養護学校には、軽度の知的障害児が多く在籍していた事情もある。生育上のハンディにより発達の遅れや社会的スキルの不足を招いていると判断される生徒も含まれていた。
- 4) 社会福祉の研究や専門分野での関心の高さばかりではなく、障害者との共生、ボランティアとしての関与、ドキュメンタリーや手記などに対する一般的な反響等からも障害者問題へのアプローチが多様になっていることが窺える。
- 5) Steve Humphries Pamela Gordon (2001) 年『『障害者』を生きる イギリス 20 世紀の生活記録』によると貧困、劣悪な住居、ひどい下水設備、健康への

配慮の欠如は子どもたちがきわめて不健康で障害を引き起こす様々な病気のえじきになりがちであることが明示されている。イギリスのロンドン、リバプール、グラスゴーのような都市のもっとも貧しい地域では障害は避けることができなかったと言及している。現代社会の日本において、こうした言説がそのまま当てはまるわけではないが生活環境と子どもの健康、発達の関係は「障害」という面からの分析も必要であろう。

文献

- 青木 紀(2003 a)「貧困の世代的再生産分析の視点」『教育福祉研究』9、1-8。
- 青木 紀(2003 b)「1 章 貧困の世代的再生産の現状」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実—』明石書店、34-37。
- 藤原里佐(2001)「障害児の母親の構造にみる特質と変化」『教育福祉研究』7、15-26。
- 藤原里佐(2002)「障害児の母親役割に関する再考の視点—母親の持つ葛藤の構造—」日本社会福祉学会『社会福祉学』43 卷-1、146-154。
- 花田 春(1997)「日本の障害者—その文化的側面」中央法規。
- 岩田正美(2005)『『被保護層』としての貧困』岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房 171-194。
- 牧園清子(1999)「家族政策としての生活保護」法律文化社。
- 庄谷玲子(1996)「現代の貧困の諸相と公的扶助—要保護層と非保護層」啓文社
- Steve Humphries Pamela Gordon (2001)『『障害者』を生きる イギリス 20 世紀の生活記録』市橋秀夫訳 青弓社。
- 立岩真也(2002)「2 章 ないにこしたことはない、か・1」石川 准・倉本智明編『障害学の主張』明石書店 47-87。
- 吉田久一(1994)「日本の社会事業の歴史」全訂版 勁草書房。

(北星学園大学短期大学部・助教授)